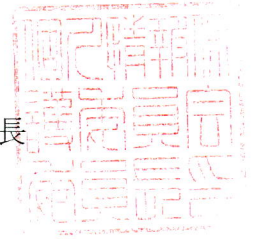


個 情 第 2197 号
令和 8 年 9 月 15 日

山中 理司 様

個人情報保護委員会委員長



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づく不開示決定に対する次の審査請求について、同法第 19 条第 1 項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第 2 項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	大阪弁護士会が、令和 8 年 5 月 27 日の会員登録個人情報流出に関して、令和 8 年 6 月 2 日付で個人情報保護委員会に提出した文書
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付、記号番号 令和 8 年 7 月 8 日、個情第 1583 号 (2) 開示決定等をした者 個人情報保護委員会事務局長 (3) 開示決定等の概要 上記 1 の行政文書の存否を答えることは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 2 号イ並びに第 6 号柱書き及びイの不開示情報を開示することになるため、第 8 条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否した。
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和 8 年 7 月 17 日 (2) 審査請求の趣旨 上記 1 の行政文書の開示請求に対し、上記 2 のとおり個人情報保護委員会事務局長が行った不開示決定の取消しを求めるもの。
4 諮問日・諮問番号	令和 8 年 9 月 11 日・令和 8 年（行情）諮問第 1275 号

担当課：個人情報保護委員会事務局総務課
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-3
虎ノ門アルセアタワー 12 階
TEL：03-6457-9680